

令和7年7月18日

日本生殖医学会 声明

「特定生殖補助医療が国内で安全に行うことができる環境整備の構築は急務です」

6月22日に閉会した通常国会では、与野党の超党派「生殖補助医療の在り方を考える議員連盟」により参議院に提出された「特定生殖補助医療法案」が審議に入ることなく廃案になりました。

第三者の精子や卵子を用いる特定生殖補助医療については、本会倫理委員会内においてもワーキンググループを設置し、法案が可決承認された際の想定として、患者と提供者の安全・尊厳・人権に十分に配慮し、慎重かつ倫理的に医療として実施できる具体的運用方法について検討を行い、提案できるように準備をしておりました。よって、この度の廃案は本会としても大変残念に考えております。

今回、法案が廃案になったことから、自己卵子での妊娠が不可能な患者が、国内で安全に卵子提供医療を受ける機会を持たないという状況がこれからも続くこととなりました。生殖医療の専門家集団である本会としては、大変憂慮する状況と考えています。

法律等によって提供配偶子を用いた生殖医療の従事者と利用者がそれぞれ遵守すべき条件を設定するなど、社会的環境を整備したうえで提供配偶子を用いる生殖医療を実施することで、配偶子被提供夫婦の安全と利益を担保し生まれてくる子および提供者の権利と福祉を守ることができる、と本会は考えています。

本会として、特定生殖補助医療が国内で安全に行うことができる環境整備の構築は急務であるとの声明を発出いたします。

一般社団法人日本生殖医学会

理事長 杉野 法広

倫理担当理事 廣田 泰